



＜ファンド概況＞

基準価額(円・1万口当たり)	6,600
純資産総額(億円)	16
実質株式組入比率(%)	98.4
銘柄数	147
決算日	1,4,7,10月の各18日
当初設定日	2013/3/27

※実質株式組入比率は、マザーファンドを通じた組入比率です。

＜期間別騰落率・税引前(%)＞

	基準価額	ベンチマーク	差
1カ月前比	▲8.3	▲8.8	+0.4
3カ月前比	▲6.8	▲7.2	+0.5
6カ月前比	+12.3	+11.6	+0.6
1年前比	▲24.1	▲25.1	+1.1
3年前比	▲27.6	▲29.0	+1.4
設定来	▲23.8	▲26.2	+2.4

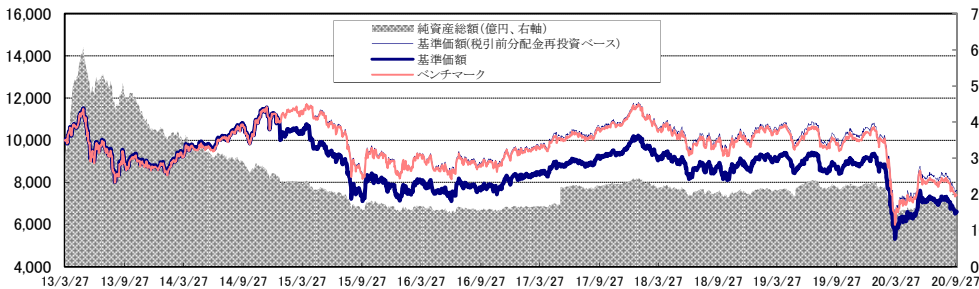
※期間別騰落率は、税引前分配金を再投資したものと仮定して計算しています。換金時の費用、手数料等は考慮していません。

＜当月の基準価額の変動要因＞

	変動額(円)
株式要因	▲549
為替要因	▲14
分配金	0
その他	▲35
合計	▲598

※基準価額の変動要因は概算であり、実際の基準価額の変動を正確に説明するものではありません。

＜基準価額の推移＞



※基準価額(税引前分配金再投資ベース)は信託報酬控除後であり、税引前分配金を再投資したものと計算しています。換金時の費用、手数料等は考慮していません。

※基準価額は信託報酬控除後です。

※実績数値は過去のものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

*ベンチマークはMSCIオールカントリーアセアンGDPアロケーション指数(米ドルベース)をもとに、当社で対顧客電信売買相場仲値(円/ドルレート)を使って円換算したもので、当ファンドの設定日を10,000として指数化しています。当該外貨建指数については基準価額への反映を考慮して前営業日の値を使用しています。

*MSCIオールカントリーアセアンGDPアロケーション指数は、MSCI Inc.が算出する株価指数で、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの株価指数を各国の名目GDPをベースに合成したものであり、米ドルベースの指数をもとに委託会社が円換算したものです。

＜収益分配金・税引前(円)＞

期(年月日)	分配金
第26期(2019/7/18)	0
第27期(2019/10/18)	0
第28期(2020/1/20)	0
第29期(2020/4/20)	0
第30期(2020/7/20)	0
設定来合計	1,495

※分配金は1万口当たりの金額で、直近5期分を掲載しています。
 ※分配金は過去の実績であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

＜国別構成比(%)＞

国	ファンドウェイト	ベンチマークウェイト
インドネシア	42.8	42.8
タイ	17.3	17.2
マレーシア	13.9	13.9
フィリピン	13.6	13.6
シンガポール	12.4	12.5

※上場投資信託証券(ETF)は、ETFの参照インデックスの国に準じて分類しています。

＜組入業種別構成比(%)＞

業種	ファンドウェイト	ベンチマークウェイト
金融	35.1	34.4
生活必需品	13.3	13.4
コミュニケーション・サービス	10.2	10.1
資本財・サービス	8.7	9.0
不動産	6.8	7.2
一般消費財・サービス	6.0	5.9
素材	5.4	5.5
ヘルスケア	5.4	5.4
エネルギー	5.2	5.2
公益事業	3.5	3.6
情報技術	0.4	0.3

※業種はGICS(世界産業分類基準)に基づく11セクターです。ETF除く。

＜組入上位10銘柄の構成比(%)＞

順位	銘柄名	国	業種	構成比
1	BANK CENTRAL ASIA TBK PT	インドネシア	金融	8.3
2	BANK RAKYAT INDONESIA PERSERO TBK PT	インドネシア	金融	6.5
3	TELEKOMUNIKASI INDONESIA PERSERO TBK PT	インドネシア	コミュニケーション・サービス	4.5
4	BANK MANDIRI PERSERO TBK PT	インドネシア	金融	3.6
5	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	インドネシア	一般消費財・サービス	3.2
6	DBS GROUP HOLDINGS LTD	シンガポール	金融	2.6
7	UNILEVER INDONESIA TBK PT	インドネシア	生活必需品	2.1
8	SM PRIME HOLDINGS INC	フィリピン	不動産	2.1
9	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP LTD	シンガポール	金融	2.0
10	ISHARES MSCI INDONESIA ETF	インドネシア	-	1.8

※各構成比は株式ポートフォリオに占める比率となります。
 ※上場投資信託証券(ETF)は、ETFの参照インデックスの国に準じて分類しています。

＜運用概況＞

9月の東南アジア株式市場について、前半は、米国で株高を牽引してきたハイテク株が高値警戒感から売られたことや、インドネシアで新型コロナウイルス感染拡大の対応に伴い首都ジャカルタで行動制限が再び強化されたことなどから軟調に推移しました。後半は、欧州で新型コロナウイルス感染者が再拡大したことや、インドネシアでは1日の新規感染者が過去最多となり、首都ジャカルタで出されていた行動制限が再延長されたこと、タイで大規模な反政府デモが続いていることなどから統落し、月間を通して下落基調となりました。国別に見ると、新型コロナウイルスの感染拡大が続くインドネシアの下落が目立ちました。為替市場は、当ファンドで投資する東南アジア通貨全てが対円で下落しました。当ファンドは、MSCIオールカントリーアセアンGDPアロケーション指数(円換算ベース)への連動を目指し、現物株式および上場投資信託証券の実質株式組入れ比率を引き続き高位に保ちました。

■本資料は、朝日ライフ アセットマネジメント(以下、「当社」といいます。)が、当ファンドの運用の内容やリスク等を説明するために作成したものであり、法令に基づく開示資料ではありません。■当ファンドは価格変動リスクや流動性リスク等を伴う証券等に投資します(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)ので、市場環境等によって基準価額は変動します。したがって投資元本は保証されているものではありません。運用による損益はすべて投資家のみなさまに帰属します。■本資料は当社が信頼できると判断した情報を元に、十分な注意を払い作成しておりますが、当社はその正確性や完全性をお約束するものではありません。■本資料中のグラフ、数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。■本資料に記載されている内容は、今後予告なしに変更することがあります。■ファンドの取得の申し込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので、必ず内容についてご確認の上、お客様ご自身でご判断ください。■当ファンドは、金融機関の預金または保険契約ではありませんので、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合は、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。



ファンドの目的・特色

■ファンドの目的

MSCIオールカントリーアセアンGDPアロケーション指数(円換算ベース)の中長期的な動きに概ね連動する投資成果を目指して、運用を行います。

■ファンドの特色

●東南アジア諸国の株式に投資し、MSCIオールカントリーアセアンGDPアロケーション指数(円換算ベース)の中長期的な動きに概ね連動する投資成果を目指して運用を行います。
運用の効率性および流動性確保の観点から、対象指数構成国の株式市場の動きとの連動を目指す上場投資信託証券(ETF)に投資する場合があります。

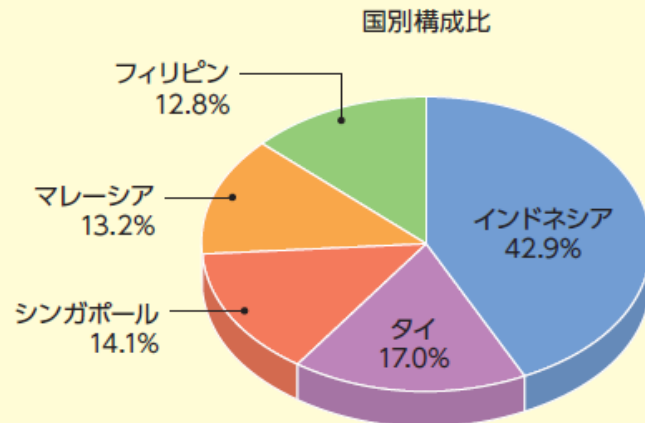
●MSCIオールカントリーアセアンGDPアロケーション指数(円換算ベース)

MSCIオールカントリーアセアンGDPアロケーション指数とは、MSCI Inc.が算出する株価指数で、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの株価指数を各国の名目GDPをベースに合成したものです。

※円換算ベースとは、米ドルベースの指数をもとに、委託会社が円換算したものです。

● 指数の概要 (2020年2月末現在)

構成国		インドネシア
		マレーシア
		フィリピン
		シンガポール
		タイ
構成銘柄数	155銘柄	



(出所) MSCI Inc.のデータをもとに朝日ライフ アセットマネジメント作成

※数値は四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

当ファンドは、MSCI Inc.(以下「MSCI」といいます。)MSCIの関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者(以下、総称して「MSCI関係者」といいます。)が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI関係者は、MSCI指数およびそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負いません。交付目論見書には、MSCIと朝日ライフアセットマネジメント株式会社や当ファンドとの契約について、より詳細な説明を記載しています。

●外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

当ファンドはファミリーファンド方式で運用しています。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



投資リスク

ファンドは値動きのある有価証券等を投資対象としますので、組入有価証券等の値動きなどの影響により、基準価額が下落することがあります。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、これを割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

■基準価額の変動要因

《株価変動リスク》

企業の経営・財務状況の変化、国内外の政治、経済、社会情勢の変化等の影響を受けて株価が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。ファンドが投資している企業が業績悪化や倒産等に陥った場合、その企業の株価は大きく下落し、ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

《為替変動リスク》

一般に外国為替相場が対円で下落した場合(円高の場合)には、外貨建資産の円ベースの資産価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

《信用リスク》

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、それらの価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

《カントリーリスク》

一般に、有価証券への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制等の要因によって影響を受けます。その結果、ファンドの投資対象有価証券の発行国の政治、経済、社会情勢等の変化により、金融市場が混乱し、資産価格が大きく変動することがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

■その他の留意点

・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
・分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

■リスクの管理体制

ファンドのリスク管理は、社内規程やガイドライン等に基づき、運用部門のほか、管理部門およびコンプライアンス部門により行われています。また、リスク管理の状況は、委託会社の役員および各部門の代表者により構成されるリスク管理に関する委員会等において報告・検証され、必要に応じて改善される仕組みとなっています。



手続・手数料等

■お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社へお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位 ※販売会社へお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目から支払います。
購入・換金申込不可日	申込日が次に掲げる日に該当する場合には、購入・換金の申込みの受け付けは行いません。 ・インドネシア証券取引所の休業日 ・インドネシアの銀行の休業日 ・投資対象国の取引所または銀行の休業日で委託会社が指定する日
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な減少等)があるときは、購入・換金申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金申込みの受け付けを取り消すことがあります。
信託期間	無期限(設定日: 2013年3月27日)
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときなどには、繰上償還されることがあります。
決算日	毎年1・4・7・10月の各18日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年4回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※収益分配金をそのつど受け取るコースと自動的に再投資するコースがあります。自動的に再投資するコースを選択された場合の収益分配金は、税金が差し引かれた後、決算日の基準価額で再投資されます。

■ファンドの費用・税金

《ファンドの費用》

◆ 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に 3.3%(税抜3.0%) を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額 ※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額

◆ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に年 1.485%(税抜1.35%) の率を乗じて得た額
その他の費用・手数料	以下の費用などがファンドから支払われます。これらの費用は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ファンドの監査費用(ファンドの日々の純資産総額に年0.011%(税抜0.01%)の率を乗じて得た額。 ただし年44万円(税抜40万円)を上限とします。) ・有価証券売買時の売買委託手数料 ・先物・オプション取引等に要する費用 ・資産を外国で保管する場合の費用

※ファンドの費用(手数料等)の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

《税金》

当ファンドは、課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

原則として、個人の受益者については、収益分配時には普通分配金に対して課税され、ご換金(解約)時および償還時には解約価額および償還価額から取得費(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税相当額を含みます。)を控除した差益(譲渡所得)に対して課税されます。

詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

(4/5)

■本資料は、朝日ライフ アセットマネジメント(以下、「当社」といいます。)が、当ファンドの運用の内容やリスク等を説明するために作成したものであり、法令に基づく開示資料ではありません。■当ファンドは価格変動リスクや流動性リスク等を伴う証券等に投資します(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)ので、市場環境等によって基準価額は変動します。したがって投資元本は保証されているものではありません。運用による損益はすべて投資家のみなさまに帰属します。■本資料は当社が信頼できると判断した情報を元に、十分な注意を払い作成しておりますが、当社はその正確性や完全性をお約束するものではありません。■本資料中のグラフ、数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。■本資料に記載されている内容は、今後予告なしに変更することがあります。■ファンドの取得の申し込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので、必ず内容についてご確認の上、お客様ご自身でご判断ください。■当ファンドは、金融機関の預金または保険契約ではありませんので、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合は、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。



《委託会社その他の関係法人》

委託会社 ファンドの運用の指図等を行います。

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社

受託会社 ファンドの財産の保管および管理等を行います。

みずほ信託銀行株式会社

販売会社 投資信託説明書(交付目論見書)の提供、受益権の募集の取扱い、解約請求の受付け、収益分配金、償還金、解約代金の支払い等を行います。

● 販売会社一覧

①投資信託説明書(交付目論見書)の提供、受益権の募集の取扱い、解約請求の受付け、収益分配金、償還金、解約代金の支払い等を行います。

販売会社名	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
藍澤證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第6号	○	○		
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
極東証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第65号	○			○
立花証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第110号	○		○	
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号	○		○	○
日産証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第131号	○		○	
広田証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第33号	○			
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	
水戸証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第181号	○	○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
リテラ・クリア証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第199号	○			

②解約請求の受付け、収益分配金、償還金、解約代金の支払い等を行います。(受益権の募集の取扱いは行いません。)

株式会社トマト銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第11号	○			

当社ではホームページにて、商品内容・運用実績等の
 情報提供サービスを行っております。
 URL: <http://www.alamco.co.jp/>

■本資料は、朝日ライフ アセットマネジメント(以下、「当社」といいます。)が、当ファンドの運用の内容やリスク等を説明するために作成したものであり、法令に基づく開示資料ではありません。■当ファンドは価格変動リスクや流動性リスク等を伴う証券等に投資します(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)ので、市場環境等によって基準価額は変動します。したがって投資元本は保証されているものではありません。運用による損益はすべて投資家のみなさまに帰属します。■本資料は当社が信頼できると判断した情報を元に、十分な注意を払い作成しておりますが、当社はその正確性や完全性をお約束するものではありません。■本資料中のグラフ、数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。■本資料に記載されている内容は、今後予告なしに変更することがあります。■ファンドの取得の申し込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので、必ず内容についてご確認の上、お客様ご自身でご判断ください。■当ファンドは、金融機関の預金または保険契約ではありませんので、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合は、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。2010011